

リハビリテーション提供体制進捗管理

第8期介護保険事業計画に記載の内容				実績値と進捗管理	
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標（第8期事業計画での数値目標）	実績	課題と対応策
リハビリテーション提供体制の構築	<p>要介護（要支援）認定者が、本人の状態に応じ、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう体制を整える。</p> <p>また、短期集中予防サービスの利用者をサービス終了後に地域資源を活用したサービスに繋げることを重要視しており、リハビリテーションサービスの利用者が、継続してセルフマネジメント力を高める意識を浸透させたい。</p>	<p>セルフマネジメント力向上の意識を浸透させるため、各市町的生活支援コーディネーターが地域ごとの既存の地域資源を活用して住民主体の体制づくりを構築できるかが課題である。令和2年度には地域資源把握のためのアンケート調査を行った。</p>	<p>【目標】</p> <p>①訪問リハビリテーション利用率 1.52%</p> <p>②通所リハビリテーション利用率 18.01%</p>	<p>【実績】</p> <p>①令和3年度実績（見込） 1.58%</p> <p>②令和3年度実績（見込） 16.98%</p>	<p>訪問リハビリテーション利用率実績は微増したが、通所リハビリテーション利用率は1.03ポイントの減となった。要支援1、要支援2の通所リハビリテーション利用率が全国平均と乖離がある点に注目すると、この層の利用者は軽度者でもあるため、短期集中予防サービスへの移行が可能と考えられる。軽度者が長期的にリハビリテーションを継続する体制からより効果的な短期集中予防サービスの構築への移行を保険者として必要と捉えているため、介護予防支援において計画を立てる段階での利用者へおん働きかけの強化や、短期集中予防サービス等の事業の推進に努めたい。</p> <p>また、コロナ禍で事業の実施が困難であったため、専門職の助言をいただきながら、短期集中予防サービスを行う機関の提供体制、人材等を把握し、市町単位での短期集中予防サービスの構築を図る。</p>